

東かがわ市告示第3号

東かがわ市障害児就学費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月9日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市障害児就学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市障害児就学費助成金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、心身障害児の就学、治療又は指導訓練を奨励するため、市外の学校又は施設（以下「学校等」という。）に通学、通所する児童の保護者（<u>児童の親権を行う者、後見人その他の者で当該児童を現に監護するものをいう。以下同じ。</u>）に交通費等就学に要する費用の一部を予算の範囲内において助成し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、心身障害児の就学、治療又は指導訓練を奨励するため、市外の学校又は施設（以下「学校等」という。）に通学、通所する児童の保護者に交通費等就学に要する費用の一部を予算の範囲内において助成し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

附 則

この告示は、令和8年1月9日から施行し、令和7年度分の助成金から適用する。